

第2章 都市づくり上の課題の整理

本章では、国等における新たな施策や社会情勢の変化等から、今後の都市づくりを取り巻く時代潮流を整理した上で、都市づくりの方向性を示します。また、この都市づくりの方向性ごとに、第1章 現況特性の把握により明らかとなった本市の強み・弱みを踏まえ、都市づくり上の課題を整理します。

1 都市づくりを取り巻く時代潮流 (P2-2~)

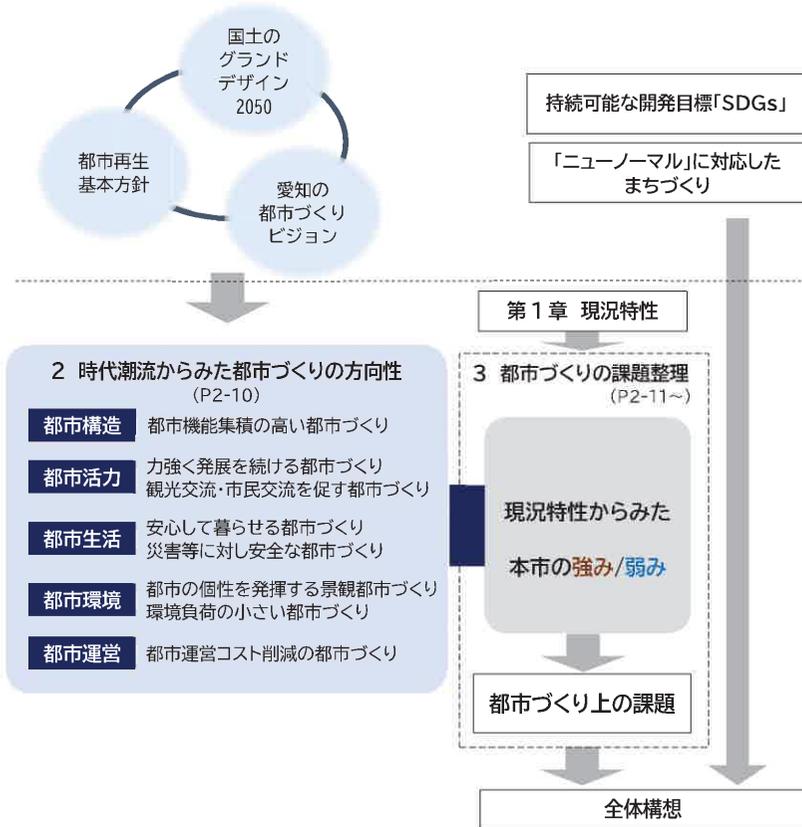


図2-1 都市づくり上の課題の整理概念図

- 0 計画の策定にあたって
- 1 現状特性の把握
- 2 都市づくり上の課題の整理
- 3 都市づくりの理念と基本目標
- 4 将来都市構造
- 5 都市づくりの方針
- 6 地域別構想
- 7 計画の推進に向けて
- 8 参考資料

第2章 都市づくり上の課題の整理

本章では、国等における新たな施策や社会情勢の変化等から、今後の都市づくりを取り巻く時代潮流を整理した上で、都市づくりの方向性を示します。また、この都市づくりの方向性ごとに、第1章 現況特性の把握により明らかとなった本市の強み・弱みを踏まえ、都市づくり上の課題を整理します。

1 都市づくりを取り巻く時代潮流 (P2-2~)

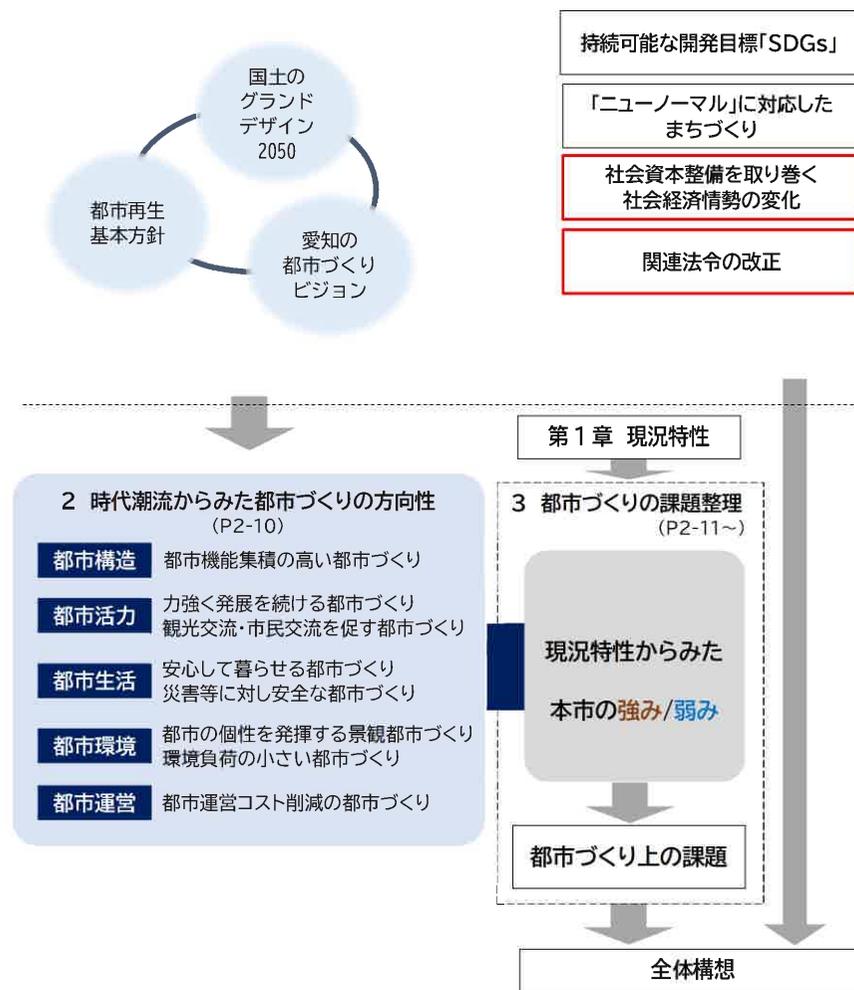


図2-1 都市づくり上の課題の整理概念図

- 0 計画の策定にあたって
- 1 現状特性の把握
- 2 都市づくり上の課題の整理
- 3 都市づくりの理念と基本目標
- 4 将来都市構造
- 5 都市づくりの方針
- 6 地域別構想
- 7 計画の推進に向けて
- 8 参考資料

1 都市づくりを取り巻く時代潮流

国・県が昨今の社会経済情勢に対して都市づくりの分野における対応を示した計画として「国土のグランドデザイン 2050」「都市再生基本方針」「愛知の都市づくりビジョン～都市計画の基本的方針～」を整理します。また、都市づくりの分野に特に関わりのある社会潮流として持続可能な開発目標 SDGs 及び「ニューノーマル」に対応したまちづくりについて、あわせて整理します。

(1) 国土のグランドデザイン 2050 (国土交通省)

策定年次	2014年(平成26年)7月	目標年次	2050年(令和32年)
【基本戦略】 ※一部抜粋			
国土のグランドデザイン 2050 は、国土を巡る大きな状況の変化や危機感を共有しつつ、2050年(令和32年)を見据えた国土づくりの理念や考え方を示します。			
●国土の細胞としての「小さな拠点」と、高次地方都市連合等の構築			
●攻めのコンパクト・新産業連合・価値創造の場づくり			
●スーパー・メガリージョンと新たなリンクの形成			
●日本海・太平洋 2 面活用型国土と圏域間対流の促進			
●国の光を観せる観光立国の実現			
●田舎暮らしの促進による地方への人の流れの創出			
●子どもから高齢者まで生き生きと暮らせるコミュニティの再構築			
●美しく、災害に強い国土			
●インフラを賢く使う			
●民間活力や技術革新を取り込む社会			
●国土・地域の担い手づくり			
●戦略的サブシステムの構築も含めたエネルギー制約・環境問題への対応			

1 都市づくりを取り巻く時代潮流

国・県が昨今の社会経済情勢に対して都市づくりの分野における対応を示した計画として「国土のグランドデザイン 2050」「都市再生基本方針」「愛知の都市づくりビジョン～都市計画の基本的方針～」を整理します。また、都市づくりの分野に特に関わりのある社会潮流として持続可能な開発目標 SDGs 及び「ニューノーマル」に対応したまちづくりについて、あわせて整理します。

(1) 国土のグランドデザイン 2050 (国土交通省)

策定年次	2014年(平成26年)7月	目標年次	2050年(令和32年)
【基本戦略】 ※一部抜粋			
国土のグランドデザイン 2050 は、国土を巡る大きな状況の変化や危機感を共有しつつ、2050年(令和32年)を見据えた国土づくりの理念や考え方を示します。			
●国土の細胞としての「小さな拠点」と、高次地方都市連合等の構築			
●攻めのコンパクト・新産業連合・価値創造の場づくり			
●スーパー・メガリージョンと新たなリンクの形成			
●日本海・太平洋 2 面活用型国土と圏域間対流の促進			
●国の光を観せる観光立国の実現			
●田舎暮らしの促進による地方への人の流れの創出			
●子どもから高齢者まで生き生きと暮らせるコミュニティの再構築			
●美しく、災害に強い国土			
●インフラを賢く使う			
●民間活力や技術革新を取り込む社会			
●国土・地域の担い手づくり			
●戦略的サブシステムの構築も含めたエネルギー制約・環境問題への対応			

(2) 都市再生基本方針

策定年次	2018年(平成30年) 7月一部変更
【施策の基本的方針】 ※一部抜粋	
都市再生特別措置法に基づく、我が国の活力の源泉である都市について、その魅力と国際競争力を高め、都市再生を実現するため、都市の再生に関する施策の重点的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を示します。	
<ul style="list-style-type: none"> ●関係者との連携 ●都市のコンパクト化の推進等 ●産業の競争力を向上させる環境整備 ●質の高い生活を確保するための諸機能の整備 ●医療・福祉サービスの的確な提供等 ●急激に高齢化が進展するニュータウン等の再生 ●子どもを生み育てやすい環境の整備 ●犯罪等の起きにくいまちづくりの推進 ●観光立国の実現等に資する魅力あるまちづくりの推進 ●災害に強いまちづくりの推進 ●環境負荷の低減と自然との共生 ●SDGs等を踏まえた持続可能な都市創造 ●安定的な民間都市開発推進のためのファイナンス環境の整備等 ●近未来技術の実装推進 ●情報通信技術の利活用の促進等による都市機能の高度化 	

- 0 計画の策定にあたって
- 1 現状特長の把握
- 2 都市づくり上の課題の整理
- 3 都市づくりの理念と基本目標
- 4 将来都市構造
- 5 都市づくりの方針
- 6 地域別構想
- 7 計画の推進に向けて
- 8 参考資料

(2) 都市再生基本方針

策定年次	2022年(令和4年) 10月一部変更
【施策の基本的方針】 ※一部抜粋	
都市再生特別措置法に基づく、我が国の活力の源泉である都市について、その魅力と国際競争力を高め、都市再生を実現するため、都市の再生に関する施策の重点的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を示します。	
<ul style="list-style-type: none"> ●関係者との連携 ●都市のコンパクト化の推進等 ●産業の競争力を向上させる環境整備 ●質の高い生活を確保するための諸機能の整備 ●医療・福祉サービスの的確な提供等 ●急激に高齢化が進展するニュータウン等の再生 ●子どもを生み育てやすい環境の整備 ●犯罪等の起きにくいまちづくりの推進 ●「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりの推進 ●観光立国の実現等に資する魅力あるまちづくりの推進 ●災害に強いまちづくりの推進 ●環境負荷の低減と自然との共生 ●SDGs等を踏まえた持続可能な都市創造 ●安定的な民間都市開発推進のためのファイナンス環境の整備等 ●所有者不明土地対策の推進 ●デジタル田園都市国家構想の推進 ●未来技術の実装推進 ●まちづくりのデジタル・トランスフォーメーションの推進 ●スマートシティの推進 ●スーパーシティ構想等の推進 ●スーパー・メガリージョンの形成に伴う都市再生の推進 ●情報通信技術の利活用の促進等による都市機能の高度化 ●都市再生を進めるための効果的なデータ活用の推進 	

- 0 計画の策定にあたって
- 1 現状特長の把握
- 2 都市づくり上の課題の整理
- 3 都市づくりの理念と基本目標
- 4 将来都市構造
- 5 都市づくりの方針
- 6 地域別構想
- 7 計画の推進に向けて
- 8 参考資料

(3) 愛知の都市づくりビジョン ～都市計画の基本的方針～

策定年次	2017年(平成29年)3月	目標年次	2030年(令和12年)
基本理念			
『時代の波を乗りこなし、元気と暮らしやすさを育みつづける未来へ』			
都市づくりの基本方向 ※一部抜粋			
<p>人口減少・超高齢社会の到来や大規模自然災害への対応等、都市計画における新たな課題の発生や、経年による様々な社会経済情勢等の変化に的確に対応するため、愛知県における今後の都市計画の基本的方針を示します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●暮らしやすさを支える集約型都市構造への転換 ●リニア新時代に向けた地域特性を最大限活かした対流の促進 ●力強い愛知を支えるさらなる産業集積の推進 ●大規模自然災害等に備えた安全安心な暮らしの確保 ●自然環境や地球温暖化に配慮した環境負荷の小さな都市づくりの推進 <p><都市ごとの特性を踏まえた集約型都市構造のイメージ></p>			

(3) 愛知の都市づくりビジョン ～都市計画の基本的方針～

策定年次	2017年(平成29年)3月	目標年次	2030年(令和12年)
基本理念			
『時代の波を乗りこなし、元気と暮らしやすさを育みつづける未来へ』			
都市づくりの基本方向 ※一部抜粋			
<p>人口減少・超高齢社会の到来や大規模自然災害への対応等、都市計画における新たな課題の発生や、経年による様々な社会経済情勢等の変化に的確に対応するため、愛知県における今後の都市計画の基本的方針を示します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●暮らしやすさを支える集約型都市構造への転換 ●リニア新時代に向けた地域特性を最大限活かした対流の促進 ●力強い愛知を支えるさらなる産業集積の推進 ●大規模自然災害等に備えた安全安心な暮らしの確保 ●自然環境や地球温暖化に配慮した環境負荷の小さな都市づくりの推進 <p><都市ごとの特性を踏まえた集約型都市構造のイメージ></p>			

(4) 持続可能な開発目標「SDGs」

採択年次	2015年(平成27年)9月	目標年次	2030年(令和12年)
------	----------------	------	--------------

基本目標

SDGsは、発展途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の開発目標として、持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標及び細分化された169のターゲットから構成され、地球上の「だれ一人取り残さない」社会の実現をめざし、環境・経済・社会の諸課題を包括的に扱い、広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。

本市においても、持続可能な社会を実現するため、SDGsを達成するための取組を積極的に推進していきます。持続可能な世界の実現に資するため、「SDGs」を意識しつつ、市の施策を推進していく必要があります。本市が目指す将来都市像を踏まえ、本計画における都市づくりの基本目標において、対応する「SDGs」の目標を掲げます。



17の目標は大きく分けて、3つの視点に分類できます。

目標1から目標6は、貧困や飢餓、水の衛生等。開発途上国の基礎的な目標が中心となっていますが、目標5のジェンダー平等については先進国でも多くの課題を抱えています。

目標7から目標12は、働きがい、経済成長、技術革新、クリーンエネルギー等の言葉が並んでいます。先進国や企業にとっても取り組むべき課題が少なくありません。また、目標12のつかう責任では一人ひとりの消費者にも持続可能な世界のために責任があるとされています。

目標13から目標15は、気候変動、海洋資源、生物多様性等グローバルな課題です。そして目標16では世界平和、目標17では国や企業や人々の協力を呼びかけています。

- 0 計画の策定に
あたって
- 1 現状特性の把握
- 2 都市づくり上の
課題の整理
- 3 都市づくりの
理念と基本目標
- 4 将来都市像の
描き出し
- 5 都市づくりの
方針
- 6 地域別課題
- 7 計画の推進に
向けて
- 8 参考資料

(4) 持続可能な開発目標「SDGs」

採択年次	2015年(平成27年)9月	目標年次	2030年(令和12年)
------	----------------	------	--------------

基本目標

SDGsは、発展途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の開発目標として、持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標及び細分化された169のターゲットから構成され、地球上の「だれ一人取り残さない」社会の実現をめざし、環境・経済・社会の諸課題を包括的に扱い、広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。

本市においても、持続可能な社会を実現するため、SDGsを達成するための取組を積極的に推進していきます。持続可能な世界の実現に資するため、「SDGs」を意識しつつ、市の施策を推進していく必要があります。本市が目指す将来都市像を踏まえ、本計画における都市づくりの基本目標において、対応する「SDGs」の目標を掲げます。



17の目標は大きく分けて、3つの視点に分類できます。

目標1から目標6は、貧困や飢餓、水の衛生等。開発途上国の基礎的な目標が中心となっていますが、目標5のジェンダー平等については先進国でも多くの課題を抱えています。

目標7から目標12は、働きがい、経済成長、技術革新、クリーンエネルギー等の言葉が並んでいます。先進国や企業にとっても取り組むべき課題が少なくありません。また、目標12のつかう責任では一人ひとりの消費者にも持続可能な世界のために責任があるとされています。

目標13から目標15は、気候変動、海洋資源、生物多様性等グローバルな課題です。そして目標16では世界平和、目標17では国や企業や人々の協力を呼びかけています。

- 0 計画の策定に
あたって
- 1 現状特性の把握
- 2 都市づくり上の
課題の整理
- 3 都市づくりの
理念と基本目標
- 4 将来都市像の
描き出し
- 5 都市づくりの
方針
- 6 地域別課題
- 7 計画の推進に
向けて
- 8 参考資料

SDGsの17の目標と自治体行政の果たし得る役割

ゴール 目標	目標の意識文 自治体の果たし得る役割
 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民に必要な最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善するために必要であるという研究も報告されています。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児の能力強化を行う</p> <p>ジェンダー平等を達成し、女性や女児のエンパワーメントを図ることは、自治体の重要な政策の一つです。自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p> <p>公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>

SDGsの17の目標と自治体行政の果たし得る役割

ゴール 目標	目標の意識文 自治体の果たし得る役割
 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民に必要な最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善するために必要であるという研究も報告されています。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児の能力強化を行う</p> <p>ジェンダー平等を達成し、女性や女児のエンパワーメントを図ることは、自治体の重要な政策の一つです。自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p> <p>公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>

SDGsの17の目標と自治体行政の果たし得る役割

ゴール 目標	目標の意訳文 自治体の果たし得る役割
8 働きがいも 経済成長も	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
9 産業と技術革新の 基盤をつくらう	<p>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援等を盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>
10 人や国の不平等 をなくそう	<p>各国内及び各国間の不平等を是正する</p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
11 住み続けられる まちづくりを	<p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p> <p>包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>
12 つくる責任 つかう責任	<p>持続可能な生産消費形態を確保する</p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底等、市民対象の環境教育等を行うことでこの流れを加速させることが可能です。</p>
13 気候変動に 具体的な対策を	<p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
14 海の豊かさを 守ろう	<p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p> <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>

- 0 計画の策定に
あたって
- 1 現状特性の把握
- 2 都市づくり上の
課題の整理
- 3 都市づくりの
理念と基本目標
- 4 将来都市構造
- 5 都市づくりの
方針
- 6 地域別構想
- 7 計画の推進に
向けて
- 8 参考資料

SDGsの17の目標と自治体行政の果たし得る役割

ゴール 目標	目標の意訳文 自治体の果たし得る役割
8 働きがいも 経済成長も	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
9 産業と技術革新の 基盤をつくらう	<p>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援等を盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>
10 人や国の不平等 をなくそう	<p>各国内及び各国間の不平等を是正する</p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
11 住み続けられる まちづくりを	<p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p> <p>包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>
12 つくる責任 つかう責任	<p>持続可能な生産消費形態を確保する</p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底等、市民対象の環境教育等を行うことでこの流れを加速させることが可能です。</p>
13 気候変動に 具体的な対策を	<p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
14 海の豊かさを 守ろう	<p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p> <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>

- 0 計画の策定に
あたって
- 1 現状特性の把握
- 2 都市づくり上の
課題の整理
- 3 都市づくりの
理念と基本目標
- 4 将来都市構造
- 5 都市づくりの
方針
- 6 地域別構想
- 7 計画の推進に
向けて
- 8 参考資料

SDGsの17の目標と自治体行政の果たし得る役割	
ゴール 目標	目標の意識文 自治体の果たしえる役割
	<p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
	<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p> <p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促し、参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすことも自治体の役割といえます。</p>
	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる</p> <p>自治体は公的/民間セクター、市民、NGO/NPO等の多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

(資料：第6次日進市総合計画)

SDGsの17の目標と自治体行政の果たし得る役割	
ゴール 目標	目標の意識文 自治体の果たしえる役割
	<p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
	<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p> <p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促し、参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすことも自治体の役割といえます。</p>
	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる</p> <p>自治体は公的/民間セクター、市民、NGO/NPO等の多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

(資料：第6次日進市総合計画)

(5) 「ニューノーマル」に対応したまちづくり

—新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性—

公表年月	2020年(令和2年)8月
【基本戦略】 ※一部抜粋	
<p>新型コロナ危機を契機として、今後の都市のあり方にどのような変化が起こり、今後の都市政策はどうあるべきかについて論点が整理されており、今後の都市づくりを進める上で、様々なニーズに柔軟に対応できるまちづくりが必要です。</p>	
<p>新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性(イメージ) </p>	
<p>○人々の働く場所・住む場所の選択肢を広げるとともに、大都市・郊外・地方都市と、規模の異なる複数の拠点が形成され、役割分担をしていく形が考えられる。</p> <p>○複数の用途が融合した職住近接に対応し、様々なニーズ、変化に柔軟に対応できるようなまちづくりが必要。</p>	

- 0 計画の策定にあたって
- 1 現状特性の把握
- 2 都市づくり上の課題の整理
- 3 都市づくりの理念と基本目標
- 4 将来都市構造
- 5 都市づくりの方針
- 6 地域別構想
- 7 計画の推進に向けて
- 8 参考資料

(5) 「ニューノーマル」に対応したまちづくり

—新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性—

公表年月	2020年(令和2年)8月
【基本戦略】 ※一部抜粋	
<p>新型コロナ危機を契機として、今後の都市のあり方にどのような変化が起こり、今後の都市政策はどうあるべきかについて論点が整理されており、今後の都市づくりを進める上で、様々なニーズに柔軟に対応できるまちづくりが必要です。</p>	
<p>新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性(イメージ) </p>	
<p>○人々の働く場所・住む場所の選択肢を広げるとともに、大都市・郊外・地方都市と、規模の異なる複数の拠点が形成され、役割分担をしていく形が考えられる。</p> <p>○複数の用途が融合した職住近接に対応し、様々なニーズ、変化に柔軟に対応できるようなまちづくりが必要。</p>	

- 0 計画の策定にあたって
- 1 現状特性の把握
- 2 都市づくり上の課題の整理
- 3 都市づくりの理念と基本目標
- 4 将来都市構造
- 5 都市づくりの方針
- 6 地域別構想
- 7 計画の推進に向けて
- 8 参考資料

(6) 社会資本整備を取り巻く社会経済情勢の変化

公表年月	2024年(令和6年)9月
【社会経済情勢の変化】※一部抜粋	
<p>近年の社会情勢の変化に関しては、国土交通省の社会資本整備審議会計画部会では以下に示すように、「激甚化・頻発化する自然災害」、「インフラ老朽化の更なる進行」、「地域のインフラを支える自治体の職員不足や、建設業等の将来における担い手不足の深刻化」など9つの社会情勢が示されており、これらへの対応が求められます。</p> <p>特に、「インフラ老朽化の更なる進行」については、昨今大規模な道路陥没等が国内の各所で発生していることを鑑み、インフラの老朽化対策は本市においても重要な課題となります。</p>	
<p>社会資本整備を取り巻く社会経済情勢の変化 </p>	
現行計画の重点目標	社会経済情勢の変化
<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災・減災が主流となる社会の実現 ○ 持続可能なインフラメンテナンス ○ 持続可能で暮らしやすい地域社会の実現 ○ 経済の好循環を支える基盤整備 ○ インフラ分野のDX ○ インフラ分野の脱炭素化 ・インフラ空間の多面的な活用による生活の質の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 激甚化・頻発化する自然災害 <ul style="list-style-type: none"> ・ 首都圏下地震、南海トラフ地震などの切迫する巨大地震・津波や、気候変動の影響による自然災害の激甚化・頻発化 ・ 令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、被災後の応急対応を平時からの被害の防止・軽減のための措置等、対策の強化 ● インフラ老朽化の更なる進行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、建設から50年以上経過するインフラの割合が加速度的に増加し、老朽化が懸念。一方、地方の人口減少は、小規模都市から中規模都市へ加速化し、人口減少による地域社会の衰化に即応したインフラの維持管理・撤去・更新化等が喫緊の課題 ● 地域のインフラを支える自治体の職員不足や、建設業等の将来における担い手不足の深刻化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 多くの市区町村で、技術系職員が不足し、官民連携や広域化などによる持続可能な体制の構築が不可欠 ・ 建設業就業年齢の減少と高齢化、産業間の人材獲得競争の激化などにより、インフラや地域の防災を支える担い手確保も急務 ・ 担い手不足の中でインフラ機能を維持していくため、維持管理の容易な構造・技術等の採用による維持管理の省力化も必要 ● 人口減少、急速な少子高齢化がもたらす地域の危機 <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、小規模都市から中規模都市へと地方都市の人口減少が加速化し、それに伴い、地域に必要な生活サービスの維持が困難となり、地方衰退への動きが拍車がかかっている。また、日用品の商店へのアクセスが困難な高齢者が増えている。 ・ 地方圏の若者世代、特に女性が継続的に東京圏に流出するなど、人口分布が地域的に偏在化する傾向。東京などの大都市圏への人口集中が止まり、地域の魅力や雇用機会を創出し、地域への人の流れを生み出すとともに、高齢者や子育て世帯等が日常的な生活関連サービスを身近なエリアで享受しつつ、高次都市機能を広域的に享受し得る地域づくりが重要課題の一つ ● 地域における暮らし方や働き方の多様化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 若者、女性、高齢者、障害者、外国人など、多様な人々が地域社会の中で昇揚所を持ち、希望をもって暮らし、働き、活動できる包摂社会の実現に向けた地域づくりがますます重要。インフラ整備もこうした社会全体の動きに対応し、支えていくことが必要 ● 持続的な経済成長のための生産性向上、経済社会構造に改革をもたらすイノベーションの進展 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人口減少が進展する中、国民が豊かさと幸せを実感できる持続可能な経済社会を実現するためには、生産性向上が喫緊の課題であり、新たな産業立地の効果が大きく期待されるようなインフラを重点的・計画的に整備することが急務 ・ 国際情勢も踏まえ、生産性向上の国内回帰の動きを踏まえ、戦略分野における国家的プロジェクトや地域経済活性化に資する産業立地の周辺インフラ整備の必要性が高まっている ・ 次世代の経済社会構造の改革をもたらすインフラ分野のイノベーション(リニア中央新幹線、自動物流道路、空飛ぶクルマ等)の社会実装を加速することも必要 ● AIに代表される新技術の急速な進歩やデジタル技術の普及 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人口減少が進む中、急速に進歩するAIや自動化技術、遠隔化技術等の新技術・デジタル技術を積極的に活用し、利便性の高いインフラ整備やインフラ整備における生産性の向上につなげていくことが必要 ● 2050年カーボンニュートラルに加え、ネイチャーポジティブ、サーキュラーエコノミー等の世界的な潮流の高まり <ul style="list-style-type: none"> ・ 地球温暖化による気候変動や生態系への影響等に関する世界的な潮流の高まりに対応し、グリーン社会を実現していくことが必要 ● 地域における良好な生活環境など、生活の質への関心の高まり <ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍を契機とした生活の質への関心の高まりに対応し、魅力のある豊かな地域社会を形成していく上で、多様な人々による交流や活動の促進、ゆとりをきかぬあふる空間の形成など、人々が生活し、活動する生活空間の質的向上を図ることが必要

(資料：国土交通省)

(7) 関連法令の改正
災害対策基本法等※の一部を改正する法律

※災害対策基本法、災害救助法、水道法、大規模災害復興法、大規模地震対策法、内閣府設置法

施行年月日	2025年(令和7年)6月4日、7月1日
【改正内容】 ※一部抜粋	
<p>令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体等との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等について、国による方針に基づき、災害に強いまちづくりを検討していく必要があります。</p>	
改正内容	
① 国による災害対応の強化	
<p>1) 国による地方公共団体に対する支援体制の強化 ★災害対策基本法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国は、地方公共団体に対する応援組織体制を整備・強化。 ● 国は、地方公共団体からの要請を待たず、先手で支援。 	 <p>国による応援組織の例 (国土交通省TEC-FORCE)</p>
<p>2) 司令塔として内閣府に「防災監」を設置 ★内閣府設置法</p>	
② 被災者支援の充実	
<p>1) 被災者に対する福祉的支援等の充実 ★災害救助法、災害対策基本法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化。災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」を明記。 ● 支援につなげるための被災者、避難所の状況の把握。 	<p>3) 「被災者援護協力団体」の登録制度の創設 ★災害対策基本法、災害救助法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等について、国の登録制度を創設。 ● 登録被災者援護協力団体は、市町村から、被災者等の情報の提供を受けることができる。 ● 都道府県は、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることができ、この場合において実費を支弁。 ● 国は、必要な場合、登録団体に協力を求めることができる。国民のボランティア活動の参加を促進。
 <p>車中泊への対応</p>  <p>高齢者等への対応</p>	 <p>炊き出し</p>  <p>被災家屋の片付け</p>
<p>2) 広域避難の円滑化 ★災害対策基本法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 広域避難における、避難元及び避難先市町村間の情報連携の推進。 ● 広域避難者に対する情報提供の充実。 ● 市町村が作成する被災者台帳について、都道府県による支援を明確化。 	<p>4) 防災DX・備蓄の推進 ★災害対策基本法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被災者支援等に当たって、デジタル技術の活用。 ● 地方公共団体は、年一回、備蓄状況を公表。
③ インフラ復旧・復興の迅速化	
<p>1) 水道復旧の迅速化 ★水道法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日本下水道事業団の業務として、地方公共団体との協定に基づく水道復旧工事を追加。また、水道事業者による水道本管復旧のための土地の立入り等を可能とする。 	 <p>水道の復旧 (被災した浄水場)</p>
<p>2) 宅地の耐震化（液状化対策）の推進 ★災害対策基本法</p>	
<p>3) まちの復興拠点整備のための都市計画の特例 ★大規模災害復興法</p>	

(資料：内閣府)

(8) 関連法令の改正
農業振興地域の整備に関する法律の一部改正

施行年月日	2025年(令和7年)4月1日
【改正内容】※一部抜粋	

農業振興地域の整備に関する法律の改正に伴い、食料の安定供給の確保及びそのために必要な農用地等を確保する旨が目的規定に明記されました。

また、国と地方公共団体の責務及び国の基本方針・都道府県の基本方針において、農用地の面積目標を設定しており、農地転用等の集团的農用地等の農用地区域からの除外に関して、愛知県の面積目標の達成に支障を及ぼすおそれがないことが同意基準として明記されました。

農業振興地域の整備に関する法律の改正

- 目的規定に**食料の安定供給の確保及びそのために必要な農用地等を確保する旨を明記**
- **国と地方公共団体の責務及び国の基本方針・都道府県の基本方針**(※1)の**面積目標の対象を農用地区域内の農用地に明確化するとともに、基本方針策定に当たっての国と地方の協議の場を法定化**
- **農用地の総量確保の措置として、①除外に係る都道府県の同意基準の追加、②国の関与に係る手続を整備**
- **農用地区域に定めるべき土地として、地域計画(※2)の達成のために必要な土地を追加**

農地の総量確保のための措置の概要 以下の赤字は改正部分

市町村の整備計画の策定・変更

<農用地区域からの除外要件>

- ①代替地がないこと
- ②地域計画の達成に支障を及ぼさないこと
- ③農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼさないこと
- ④農用地の利用集積に支障を及ぼさないこと
- ⑤土地改良施設に支障を及ぼさないこと
- ⑥農業生産基盤整備事業完了後8年を経過していること

<農用地区域に含めるべき土地>

- ①一定規模(10ha)以上の集团的農用地
- ②農業生産基盤整備事業の対象地
- ③土地改良施設用地
- ④農業用施設用地(2ha以上又は①、②に隣接)
- ⑤その他必要な土地

<適用>
 地域計画の達成を図るため、農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地

市町村

農用地区域からの除外の協議

同意

同意基準

①除外要件の全てを満たすこと

②集团的農用地等の除外に關し、都道府県の面積目標の達成に支障を及ぼすおそれがないこと(※3)

都道府県

資料の要求等

- ①面積目標の達成状況
- ②農用地区域からの除外の協議に係る資料
- ※①②の内容について説明の要求(※3)

資料の提出

報告・是正の要求

(※1) 農用地等の確保のため、国が定める基本方針、各都道府県が定める基本方針それぞれにおいて、面積目標を設定
 (※2) 農業経営基盤強化促進法に基づき、地域における農業の現状の存り方等について、地域の事業者等による協議の協議を踏まえ、市町村が作成する計画
 (※3) 面積目標の達成に支障がないよう、遊休農地の解消や農用地区域への導入等を講じようとしていること等

(資料：農林水産省)

2 時代潮流からみた都市づくりの方向性

都市づくりを取り巻く時代潮流を踏まえ、国土のグランドデザイン 2050、都市再生基本方針、愛知の都市づくりビジョンを本市のこれからの都市づくりにおける外的要因としてその方向性を整理します。

Table with 4 columns: 国土のグランドデザイン 2050, 都市再生基本方針, 愛知の都市づくりビジョン, 時代潮流からみた都市づくりの方向性. It maps national and regional strategies to specific urban development directions like 'Urban Structure', 'Urban Vitality', 'Urban Life', 'Urban Environment', and 'Urban Operation'.

2 時代潮流からみた都市づくりの方向性

都市づくりを取り巻く時代潮流を踏まえ、国土のグランドデザイン 2050、都市再生基本方針、愛知の都市づくりビジョンを本市のこれからの都市づくりにおける外的要因としてその方向性を整理します。

Table with 4 columns: 国土のグランドデザイン 2050, 都市再生基本方針, 愛知の都市づくりビジョン, 時代潮流からみた都市づくりの方向性. This version includes specific policy highlights in red boxes, such as 'Super-Megaregion promotion' and 'Digital transformation'.

Vertical sidebar with 8 numbered items: 0 計画の策定に, 1 現状特性の把握, 2 都市づくり上の課題の整理, 3 理念と基本方針, 4 将来都市構造, 5 都市づくりの方針, 6 地域別構想, 7 計画の推進に, 8 参考資料.

3 都市づくりの課題整理

本市のこれからの都市づくりにおける外的要因として整理した、時代潮流からみたこれからの都市づくりの方向性を「SWOT 分析※」における外的要因（機会(O)、脅威(T)）とします。そして、これら外的要因ごとに現況特性の把握より明らかとなった内的要因（日進市の強み(S)、弱み(W)）を確認することで、今後の都市づくりの課題を抽出・整理します。

※SWOT 分析：企業の戦略立案を行う際に使われる主要な分析手法で、組織の外的環境に潜む機会(O=opportunity)、脅威(T=threat)を検討・考慮した上で、組織が持つ強み(S=strength)と弱み(W=weakness)を確認・評価すること



図 2-2 SWOT 分析概念図

- 0 計画の策定にあたって
- 1 現状特性の把握
- 2 都市づくり上の課題の整理
- 3 都市づくりの理念と基本目標
- 4 将来都市構造
- 5 都市づくりの方針
- 6 地域別構想
- 7 計画の推進に向けて
- 8 参考資料

3 都市づくりの課題整理

本市のこれからの都市づくりにおける外的要因として整理した、時代潮流からみたこれからの都市づくりの方向性を「SWOT 分析※」における外的要因（機会(O)、脅威(T)）とします。そして、これら外的要因ごとに現況特性の把握より明らかとなった内的要因（日進市の強み(S)、弱み(W)）を確認することで、今後の都市づくりの課題を抽出・整理します。

※SWOT 分析：企業の戦略立案を行う際に使われる主要な分析手法で、組織の外的環境に潜む機会(O=opportunity)、脅威(T=threat)を検討・考慮した上で、組織が持つ強み(S=strength)と弱み(W=weakness)を確認・評価すること



図 2-2 SWOT 分析概念図

- 0 計画の策定にあたって
- 1 現状特性の把握
- 2 都市づくり上の課題の整理
- 3 都市づくりの理念と基本目標
- 4 将来都市構造
- 5 都市づくりの方針
- 6 地域別構想
- 7 計画の推進に向けて
- 8 参考資料

視点1 都市構造

①「都市機能集積の高い都市づくり」の視点

【強み】

- 本市の人口は92,007人、世帯数は37,071世帯(2020年(令和2年)4月1日時点)で昭和45(1970)年以降ともに増加
- 日進市人口ビジョンにおいて、当面は増加傾向を続け、2040年(令和22年)で100,942人になる見通し
- 総人口に占める市街化区域人口の割合は73.8%、市街化区域の人口密度は1975年(昭和50年)の18.2人/haから、2015(平成27年)には59.4人/haへと増加し人口集積が進行
- 2015年(平成27年)時には人口集中地区(DID)の人口密度は74.4人/haであり、人口集中地区(DID)基準の40人/haを大きく上回る
- 過去10年間の社会動態は、平均で約470人/年程度社会増、子ども・子育て世代を中心に増加
- 日常生活の利便性や安心を支える都市機能(医療・福祉・子育て施設)は市街化区域内において概ね800m圏に分布
- 都市構造の評価によると医療・福祉施設における徒歩圏人口カバー率は高い状況
- 概ね市街化区域は公共交通(鉄道・バス)利用の徒歩圏域に属している

課題 -強みを伸ばす-

- 増加する人口を受け止める新たな住居系市街地の形成
- 日常的な生活の支えとなるバランスよく立地した都市機能(生活便利施設)の充実
- 子育て支援ニーズを受け止める施設の充実

【弱み】

- 高齢者が増加傾向にあり、高齢化が進行
- 商業系用途地域における商業系土地利用の特化傾向は低く、特に日進駅、米野木駅の周辺における商業集積が低い
- 市内大学の学生数が減少し、空家・空き部屋の発生
- 2010年(平成22年)から2015年(平成27年)にかけての地区別人口増減をみると、名古屋市に隣接する香久山等の民営借家が多く立地する地区や日進駅、赤池駅周辺の比較的人口密度が高い地区において人口が減少
- 市街化区域の住宅地において、低・未利用地が広く分布

課題 -弱みを克服する-

- 高齢化の進行等を踏まえ、主要鉄道駅をはじめ公共交通によりアクセスしやすい地区における居住や商業をはじめとした都市機能の集積強化
- これまでの社会増(転入増)の維持に向け、学生向け住居への入居促進
- 空家や低・未利用地の有効活用及び魅力の向上
- 既成市街地内に多く残る低・未利用地の有効活用

視点1 都市構造

①「都市機能集積の高い都市づくり」の視点

【強み】

- 本市の人口は93,881人、世帯数は39,848世帯(2024年(令和6年)4月1日時点)で昭和45(1970)年以降ともに増加
- 日進市人口ビジョンにおいて、当面は増加傾向を続け、2040年(令和22年)で100,942人になる見通し
- 総人口に占める市街化区域人口の割合は75.3%、市街化区域の人口密度は1975年(昭和50年)の18.2人/haから、2020(令和2年)には61.3人/haへと増加し人口集積が進行
- 2020年(令和2年)時には人口集中地区(DID)の人口密度は71.7人/haであり、人口集中地区(DID)基準の40人/haを大きく上回る
- 過去10年間の社会動態は、平均で約380人/年程度社会増
- 日常生活の利便性や安心を支える都市機能(医療・福祉・子育て施設)は市街化区域内において概ね800m圏に分布
- 都市構造の評価によると医療・福祉施設、商業施設における徒歩圏人口カバー率や利用圏平均人口密度は高い状況
- 概ね市街化区域は公共交通(鉄道・バス)利用の徒歩圏域に属している

課題 -強みを伸ばす-

- 増加する人口を受け止める新たな住居系市街地の形成
- 日常的な生活の支えとなるバランスよく立地した都市機能(生活便利施設)の充実
- 子育て支援ニーズを受け止める施設の充実

【弱み】

- 高齢者が増加傾向にあり、高齢化が進行
- 商業系用途地域における商業系土地利用の特化傾向は低く、特に日進駅、米野木駅の周辺における商業集積が低い
- 市内大学の学生数が減少し、空家・空き部屋の発生
- 2015年(平成27年)から2020年(令和2年)にかけての地区別人口増減をみると、名古屋市に隣接する香久山等の民営借家が多く立地する地区や米野木駅、日進駅、赤池駅周辺の比較的人口密度が高い地区において人口が減少
- 市街化区域の住宅地において、低・未利用地が広く分布

課題 -弱みを克服する-

- 高齢化の進行等を踏まえ、主要鉄道駅をはじめ公共交通によりアクセスしやすい地区における居住や商業をはじめとした都市機能の集積強化
- これまでの社会増(転入増)の維持に向け、学生向け住居への入居促進
- 空家や低・未利用地の有効活用及び魅力の向上
- 既成市街地内に多く残る低・未利用地の有効活用

視点2 都市活力

②「力強く発展を続ける都市づくり」の視点

【強み】

- 1995年(平成7年)の従業者数は9,668人、2015年(平成27年)は12,485人と約2,000人増加
- 自市内就業率は36.1%であり、周辺都市との比較では高い割合
- 小売業の商品販売額、事業所数は近年、増加傾向にある

課題 -強みを伸ばす-

- さらなる従業者の増加に向けた雇用の場の確保、既存産業の拠点強化・充実

【弱み】

- 製造業の事業所数は減少傾向で、工業における伸び悩みがみられる
- 都市構造の評価によると市街化区域内の従業人口密度が低い
- 本市の小売吸引力は、2016年(平成28年)で0.90であり、1999年(平成11年)以降1を下回っている
- 高速道路は東名高速道路、名古屋瀬戸道路の2路線があるものの、インターチェンジは設置されていない
- 一人当たり製造品出荷額は、2,310万円/人であり、周辺都市との比較では低い値

課題 -弱みを克服する-

- 今後の産業立地の受け皿となる新たな産業用地の形成
- 卒業後の学生等の雇用の場の確保とあわせた居住の場の充実
- 広域交通体系へのアクセス利便性の確保（インターチェンジ等の設置）

③「観光交流・市民交流を促す都市づくり」の視点

【強み】

- 特殊公園（歴史公園）である岩崎城址公園が整備
- 教育施設は大学が5件立地し、県内では名古屋市を除き最多
- 大都市名古屋に近くアクセス利便性に優れるといった地理的優位性を有しており、2011年(平成23年)から2018年(平成30年)の市民意識調査のいずれにおいても最も良い印象の項目
- 近年、赤池駅周辺において、新たに大型商業施設が立地

課題 -強みを伸ばす-

- 市内に大学が多い等本市ならではの既存ストックや地域資源を活かした交流の拡大
- 新たに立地した大型商業施設を活かした市民交流の場の創出

【弱み】

- 2009年(平成21年)の国の観光入込客統計に関する共通基準の策定後、対象となる観光地点が本市は集計外

課題 -弱みを克服する-

- 地域資源を有効に使い、地域内外から人呼び込む場の創出

0 計画の策定にあたって
1 現状特性の把握
2 都市づくり上の課題の整理
3 都市づくりの理念と基本目標
4 将来都市構造
5 都市づくりの方針
6 地域別構想
7 計画の推進に向けて
8 参考資料

視点2 都市活力

②「力強く発展を続ける都市づくり」の視点

【強み】

- 2000年(平成12年)の自市内での従業者数は10,901人、2020年(令和2年)は13,182人と約2,000人増加
- 本市の小売吸引力は、1994年(平成6年)以降、1を下回っていたが、2021年(令和3年)には1を上回り、1.07となる
- 小売業の商品販売額、事業所数は近年、増加傾向にある

課題 -強みを伸ばす-

- さらなる従業者の増加に向けた雇用の場の確保、既存産業の拠点強化・充実

【弱み】

- 製造業の製造品出荷額等(は減少傾向で、工業における伸び悩みがみられる
- 都市構造の評価によると市街化区域内の従業人口密度が低い
- 自市内就業率は30.3%であり、周辺都市との比較では低い割合
- 高速道路は東名高速道路、名古屋瀬戸道路の2路線があるものの、インターチェンジは設置されていない
- 一人当たり製造品出荷額は、2,262万円/人であり、周辺都市との比較では低い値

課題 -弱みを克服する-

- 今後の産業立地の受け皿となる新たな産業用地の形成
- 卒業後の学生等の雇用の場の確保とあわせた居住の場の充実
- 広域交通体系へのアクセス利便性の確保（インターチェンジ等の設置）

③「観光交流・市民交流を促す都市づくり」の視点

【強み】

- 特殊公園（歴史公園）である岩崎城址公園が整備
- 教育施設は大学が5件立地し、県内では名古屋市を除き最多
- 大都市名古屋に近くアクセス利便性に優れるといった地理的優位性を有しており、2011年(平成23年)から2024年(令和6年)の市民意識調査のいずれにおいても最も良い印象の項目
- 近年、赤池駅周辺において、新たに大型商業施設が立地

課題 -強みを伸ばす-

- 市内に大学が多い等本市ならではの既存ストックや地域資源を活かした交流の拡大
- 新たに立地した大型商業施設を活かした市民交流の場の創出

【弱み】

- 2009年(平成21年)の国の観光入込客統計に関する共通基準の策定後、対象となる観光地点が本市は集計外

課題 -弱みを克服する-

- 地域資源を有効に使い、地域内外から人呼び込む場の創出

視点3 都市生活

④「安心して暮らせる都市づくり」の視点

【強み】

- 日常生活の利便や安心を支える都市機能は、医療・福祉・子育て施設は市街化区域内において概ね800m圏に分布
- 市内の広い範囲で「くるりんばす」が運行
- 市内の鉄道に対する踏切がない
- 公共バスの再編により、くるりんばすから名鉄バスや鉄道への利用者の転換が見られる
- 市街化区域は概ね公共交通の徒歩圏域

課題 -強みを伸ばす-

- 日常的な生活の支えとなるバランスよく立地した都市機能（生活利便施設）の充実[再掲]

【弱み】

- 高齢者が増加傾向にあり、高齢化が進行
- 市街化区域内の既成市街地や市街化調整区域に点在する集落において、老年人口比率が高い
- 2014年(平成26年)から2018年(平成30年)の市民意識調査において、交通の便に関する印象や満足度が最も悪い項目
- 市街化区域内では、都市公園の徒歩圏外で利用が不便な地域がある
- 市内3駅の鉄道の年間乗降客数においては、地下鉄赤池駅への集中が見られる

課題 -弱みを克服する-

- 高齢化の進行する既成市街地や集落における地域コミュニティの維持・活性化（日常生活に必要な機能や居住の受け皿の確保、交流・地域活動を促進する場の形成等）
- 進行する高齢化社会に対応した鉄道駅へのアクセスを含め、日常生活を支える広域的視点も踏まえた公共交通網の充実
- 都市公園等が不足する地区の解消

視点3 都市生活

④「安心して暮らせる都市づくり」の視点

【強み】

- 日常生活の利便や安心を支える都市機能は、医療・福祉・子育て施設は市街化区域内において概ね800m圏に分布
- 市内の広い範囲で「くるりんばす」が運行
- 市内の鉄道に対する踏切がない
- 公共バスの再編により、くるりんばすから名鉄バスや鉄道への利用者の転換が見られる
- 市街化区域は概ね公共交通の徒歩圏域

課題 -強みを伸ばす-

- 日常的な生活の支えとなるバランスよく立地した都市機能（生活利便施設）の充実[再掲]

【弱み】

- 高齢者が増加傾向にあり、高齢化が進行
- 市街化区域内の既成市街地や市街化調整区域に点在する集落において、老年人口比率が高い
- 2014年(平成26年)から2024年(令和6年)の市民意識調査において、交通の便に関する印象や満足度が最も悪い項目
- 市街化区域内では、都市公園の徒歩圏外で利用が不便な地域がある
- 市内3駅の鉄道の年間乗降客数においては、地下鉄赤池駅への集中が見られる

課題 -弱みを克服する-

- 高齢化の進行する既成市街地や集落における地域コミュニティの維持・活性化（日常生活に必要な機能や居住の受け皿の確保、交流・地域活動を促進する場の形成等）
- 進行する高齢化社会に対応した鉄道駅へのアクセスを含め、日常生活を支える広域的視点も踏まえた公共交通網の充実
- 都市公園等が不足する地区の解消

⑤ 「災害等に対し安全に暮らせる都市づくり」の視点

【強み】

- 浸水想定区域が河川沿い付近に限られているほか、地震時において津波の到来が想定されていない
- 自主防災組織が市内 38 団体あり、地域における防災訓練の実施等、活動が充実

課題 -強みを伸ばす-

- 地震等の災害時におけるさらなる減災対策
- 防災・減災について想定される事案への事前準備や対応訓練の実施
- 若者世代や転入者等への防災意識や共助力の向上

【弱み】

- 工業系用途地域である浅田地区等では住宅用地が混在
- 狭あい道路は、市街化調整区域の集落地や河川沿い、市街化区域の既成市街地を中心に多く分布
- 面整備が実施されていない既成市街地では都市公園の分布がみられない
- 既成市街地や古くからの土地区画整理事業により形成された団地において、木造の老朽建物が多く分布
- 河川沿いの一部の地域においては、100 年確率の豪雨時に 2m を超える河川の浸水が想定されているほか、既成市街地内に一部土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域の指定がみられる

課題 -弱みを克服する-

- 浅田地区等における住工混在地区の解消
- 既成市街地に残る未整備市街地や狭あい道路の改善、低・未利用地の活用等による都市の防災性の強化
- 浸水、土砂等の危険性の高い区域における防災、減災対策の実施及び新たな開発抑制

0 計画の策定にあたって
1 現状特性の把握
2 都市づくり上の課題の整理
3 都市づくりの理念と基本目標
4 将来都市構造
5 都市づくりの方針
6 地域別構想
7 計画の推進に向けて
8 参考資料

⑤ 「災害等に対し安全に暮らせる都市づくり」の視点

【強み】

- 浸水想定区域が河川沿い付近に限られているほか、地震時において津波の到来が想定されていない
- 自主防災組織が市内 37 団体あり、地域における防災訓練の実施等、活動が充実

課題 -強みを伸ばす-

- 地震等の災害時におけるさらなる減災対策
- 防災・減災について想定される事案への事前準備や対応訓練の実施
- 若者世代や転入者等への防災意識や共助力の向上

【弱み】

- 工業系用途地域である浅田地区等では住宅用地が混在
- 狭あい道路は、市街化調整区域の集落地や河川沿い、市街化区域の既成市街地を中心に多く分布
- 面整備が実施されていない既成市街地では都市公園の分布がみられない
- 既成市街地や古くからの土地区画整理事業により形成された団地において、木造の老朽建物が多く分布
- 河川沿いの一部の地域においては、100 年確率の豪雨時に 2m を超える河川の浸水が想定されているほか、既成市街地内に一部土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域の指定がみられる

課題 -弱みを克服する-

- 浅田地区等における住工混在地区の解消
- 既成市街地に残る未整備市街地や狭あい道路の改善、低・未利用地の活用等による都市の防災性の強化
- 浸水、土砂等の危険性の高い区域における防災、減災対策の実施及び新たな開発抑制

視点4 都市環境

⑥「都市の個性を発揮する景観都市づくり」の視点

【強み】

- 本市を東西に貫く河川の周辺には一団のまとまりのある農用地が広がっているほか、河川環境を保全する緑が連続
- 特殊公園（歴史公園）である岩崎城址公園が北部に整備
- 東部丘陵地、御嶽山や北高上緑地を始め、まとまった緑地が残り、都市化が進展する中、恵まれた自然環境があり、公有化による保全の取組みも進行
- 市北部及び東部の森林や広がりのある農地に囲まれた自然が豊かな居住環境

課題 -強みを伸ばす-

- 景観資源として農地や山林の有効活用
- 東部丘陵地等のまとまった緑地の市民に開かれた活用・保全

【弱み】

- 景観資源である農地や森林が減少しており、2018年(平成30年)の市民意識調査の悪い印象の3位
- 工業系用途地域である浅田地区等では住宅と工場が混在

課題 -弱みを克服する-

- 既成市街地を取り巻く農地や山林の保全
- 浅田地区等における住工混在地区の解消[再掲]

視点4 都市環境

⑥「都市の個性を発揮する景観都市づくり」の視点

【強み】

- 本市を東西に貫く河川の周辺には一団のまとまりのある農用地が広がっているほか、河川環境を保全する緑が連続
- 特殊公園（歴史公園）である岩崎城址公園が北部に整備
- 東部丘陵地、御嶽山や北高上緑地を始め、まとまった緑地が残り、都市化が進展する中、恵まれた自然環境があり、公有化による保全の取組みも進行
- 市北部及び東部の森林や広がりのある農地に囲まれた自然が豊かな居住環境

課題 -強みを伸ばす-

- 景観資源として農地や山林の有効活用
- 東部丘陵地等のまとまった緑地の市民に開かれた活用・保全

【弱み】

- 景観資源である農地や森林が減少しており、2024年(令和6年)の市民意識調査の悪い印象の2位
- 工業系用途地域である浅田地区等では住宅と工場が混在

課題 -弱みを克服する-

- 既成市街地を取り巻く農地や山林の保全
- 浅田地区等における住工混在地区の解消[再掲]

⑦「環境負荷の小さい都市づくり」の視点

【強み】

- 本市を東西に貫く河川の周辺には一団のまとまりのある農用地が広がっているほか、河川環境を保全する緑が連続しており、市民意識調査の印象や満足度が高い項目
- 東部丘陵地、御嶽山や北高上緑地を始め、まとまった緑地が残り、都市化が進展する中恵まれた自然環境があり、公有化による保全の取組みも進行
- 市内の広い範囲で「くるりんばす」が運行
- エコドームの開設や分別等の推進によりリサイクル意識が高く、2018年(平成30年)の市民意識調査の満足度の3位
- 2019年(平成31年)4月現在、下水道普及率が県平均は78.7%に対し、日進市は76.2%と若干下回っている

課題 -強みを伸ばす-

- 市街地を囲んだ豊かな水辺環境、自然環境の保全
- 河川を活かした水と緑のネットワークの形成
- 景観資源として農地や山林の有効活用[再掲]
- 東部丘陵地等のまとまった緑地の市民に開かれた活用・保全[再掲]
- まとまった緑地の保全、創出による環境負荷の低減

【弱み】

- 赤池駅では約6割、日進駅、米野木駅では約7割から8割の利用者が自転車もしくは徒歩を駅端末交通手段としている
- 2014年(平成26年)から2018年(平成30年)の市民意識調査において、交通の便に関する印象や満足度が最も悪い項目
- 景観資源である農地や森林が減少しており、2018年(平成30年)の市民意識調査の悪い印象の3位

課題 -弱みを克服する-

- 適度に自動車に依存しなくても暮らしやすい都市構造や生活圏への再構築
- CO2排出量の抑制といった環境負荷低減の観点からも利便性の高い公共交通網の維持・形成



⑦「環境負荷の小さい都市づくり」の視点

【強み】

- 本市を東西に貫く河川の周辺には一団のまとまりのある農用地が広がっているほか、河川環境を保全する緑が連続しており、市民意識調査の印象や満足度が高い項目
- 東部丘陵地、御嶽山や北高上緑地を始め、まとまった緑地が残り、都市化が進展する中恵まれた自然環境があり、公有化による保全の取組みも進行
- 市内の広い範囲で「くるりんばす」が運行
- エコドームの開設や分別等の推進によりリサイクル意識が高く、2024年(令和6年)の市民意識調査の満足度の4位
- 2023年(令和5年)3月現在、下水道普及率が県平均は81.5%に対し、日進市は78.6%と若干下回っている

課題 -強みを伸ばす-

- 市街地を囲んだ豊かな水辺環境、自然環境の保全
- 河川を活かした水と緑のネットワークの形成
- 景観資源として農地や山林の有効活用[再掲]
- 東部丘陵地等のまとまった緑地の市民に開かれた活用・保全[再掲]
- まとまった緑地の保全、創出による環境負荷の低減

【弱み】

- 赤池駅では約6割、日進駅、米野木駅では約7割から8割の利用者が自転車もしくは徒歩を駅端末交通手段としている
- 2014年(平成26年)から2024年(令和6年)の市民意識調査において、交通の便に関する印象や満足度が最も悪い項目
- 景観資源である農地や森林が減少しており、2024年(令和6年)の市民意識調査の悪い印象の2位

課題 -弱みを克服する-

- 適度に自動車に依存しなくても暮らしやすい都市構造や生活圏への再構築
- CO2排出量の抑制といった環境負荷低減の観点からも利便性の高い公共交通網の維持・形成

視点5 都市運営

⑧「都市運営コスト削減の都市づくり」の視点

【強み】

- 2013年(平成25年)以降、固定資産税収は概ね上昇傾向
- 2015年(平成27年)以降、本市の財政力指数は増加傾向にあり、2019年(令和元年)時点は1.05

課題 -強みを伸ばす-

- 空家や低・未利用地の有効活用等による土地の価値の向上

【弱み】

- 今後40年間では、公共建築物(修繕費用)、インフラ資産(道路等)及びインフラ資産(下水道)ともに財源は不足しない見込だが、平準化が必要
- (都)野方三ツ池公園線等の都市計画道路のうち約3分の1が未整備であり、今後もインフラ施設の整備費用が必要となる見込み

課題 -弱みを克服する-

- 老朽化するインフラ施設に対する効率的な修繕・更新の実施、長寿命化による更新コストの削減
- インフラ施設の維持管理に対する住民や民間事業者等の協働化の促進

視点5 都市運営

⑧「都市運営コスト削減の都市づくり」の視点

【強み】

- 2013年(平成25年)以降、固定資産税収は概ね上昇傾向

課題 -強みを伸ばす-

- 空家や低・未利用地の有効活用等による土地の価値の向上

【弱み】

- 今後40年間では、公共建築物(修繕費用)、インフラ資産(道路等)及びインフラ資産(下水道)ともに財源は不足しない見込だが、平準化が必要
- (都)野方三ツ池公園線等の都市計画道路のうち約3分の1が未整備であり、今後もインフラ施設の整備費用が必要となる見込み
- 2015年(平成27年)以降、本市の財政力指数は増加傾向にあったが、2021年(令和3年)以降減少に転じ、2023年(令和5年)時点は1.00

課題 -弱みを克服する-

- 老朽化するインフラ施設に対する効率的な修繕・更新の実施、長寿命化による更新コストの削減
- インフラ施設の維持管理に対する住民や民間事業者等の協働化の促進

第3章 都市づくりの理念と基本目標

本章では、都市づくりの課題整理を踏まえ、目指すべき将来都市像の実現に向け、都市づくりの理念と基本目標を定めます。

1 都市づくりの理念

本市は、名古屋市と豊田市の間に位置する恵まれた地理的条件や、名古屋市内では享受することができない豊かな自然が残されている環境条件から、緑豊かで新しい都市近郊の住宅都市として発展してきました。

本計画では、本市の魅力である身近に触れ合える豊かな自然環境を大切にしながら、今日の活力やにぎわいを持続的に発展させていくため、私たちみんな（市民、地域、事業者、行政）が協力し、だれもが暮らしやすい都市づくりを築いていくことを目指し、本計画における都市づくりの理念を次のように定めます。

【都市づくりの理念】

豊かな緑を尊重し、都市の活力と多様な交流でにぎわう
持続可能な都市環境を私たちが育む



図3-1 2018年（平成30年）にしん市民まつり「未来のにしん おえかきブース」作品より

第3章 都市づくりの理念と基本目標

本章では、都市づくりの課題整理を踏まえ、目指すべき将来都市像の実現に向け、都市づくりの理念と基本目標を定めます。

1 都市づくりの理念

本市は、名古屋市と豊田市の間に位置する恵まれた地理的条件や、名古屋市内では享受することができない豊かな自然が残されている環境条件から、緑豊かで新しい都市近郊の住宅都市として発展してきました。

本計画では、本市の魅力である身近に触れ合える豊かな自然環境を大切にしながら、今日の活力やにぎわいを持続的に発展させていくため、私たちみんな（市民、地域、事業者、行政）が協力し、だれもが暮らしやすい都市づくりを築いていくことを目指し、本計画における都市づくりの理念を次のように定めます。

【都市づくりの理念】

豊かな緑を尊重し、都市の活力と多様な交流でにぎわう
持続可能な都市環境を私たちが育む



図3-1 2018年（平成30年）にしん市民まつり「未来のにしん おえかきブース」作品より

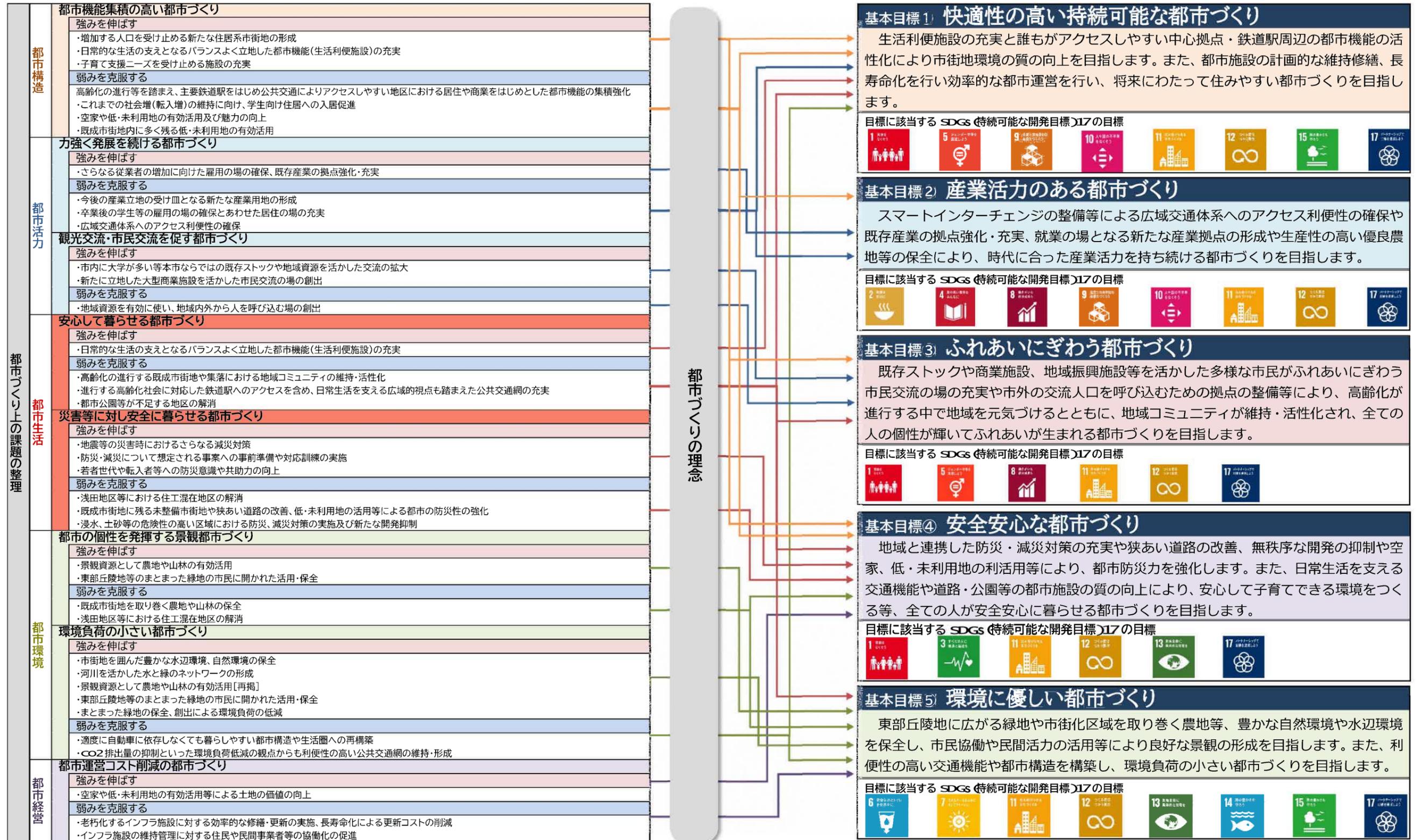
- 0 計画の策定に
あたって
- 1 現状特性の把握
- 2 都市づくり上の
課題の整理
- 3 都市づくりの
理念と基本目標
- 4 将来都市構造
- 5 都市づくりの
方針
- 6 地域別構想
- 7 計画の推進に
向けて
- 8 参考資料

- 0 計画の策定に
あたって
- 1 現状特性の把握
- 2 都市づくり上の
課題の整理
- 3 都市づくりの
理念と基本目標
- 4 将来都市構造
- 5 都市づくりの
方針
- 6 地域別構想
- 7 計画の推進に
向けて
- 8 参考資料

2 都市づくりの基本目標

本計画における都市づくりの理念に基づき、目指すべき都市づくりの基本目標を5つ定めます。

また、各目標について、該当するSDGs(持続可能な開発目標)17の目標との関連性を示します。本計画の基本目標と関連性があるのは16の目標です。

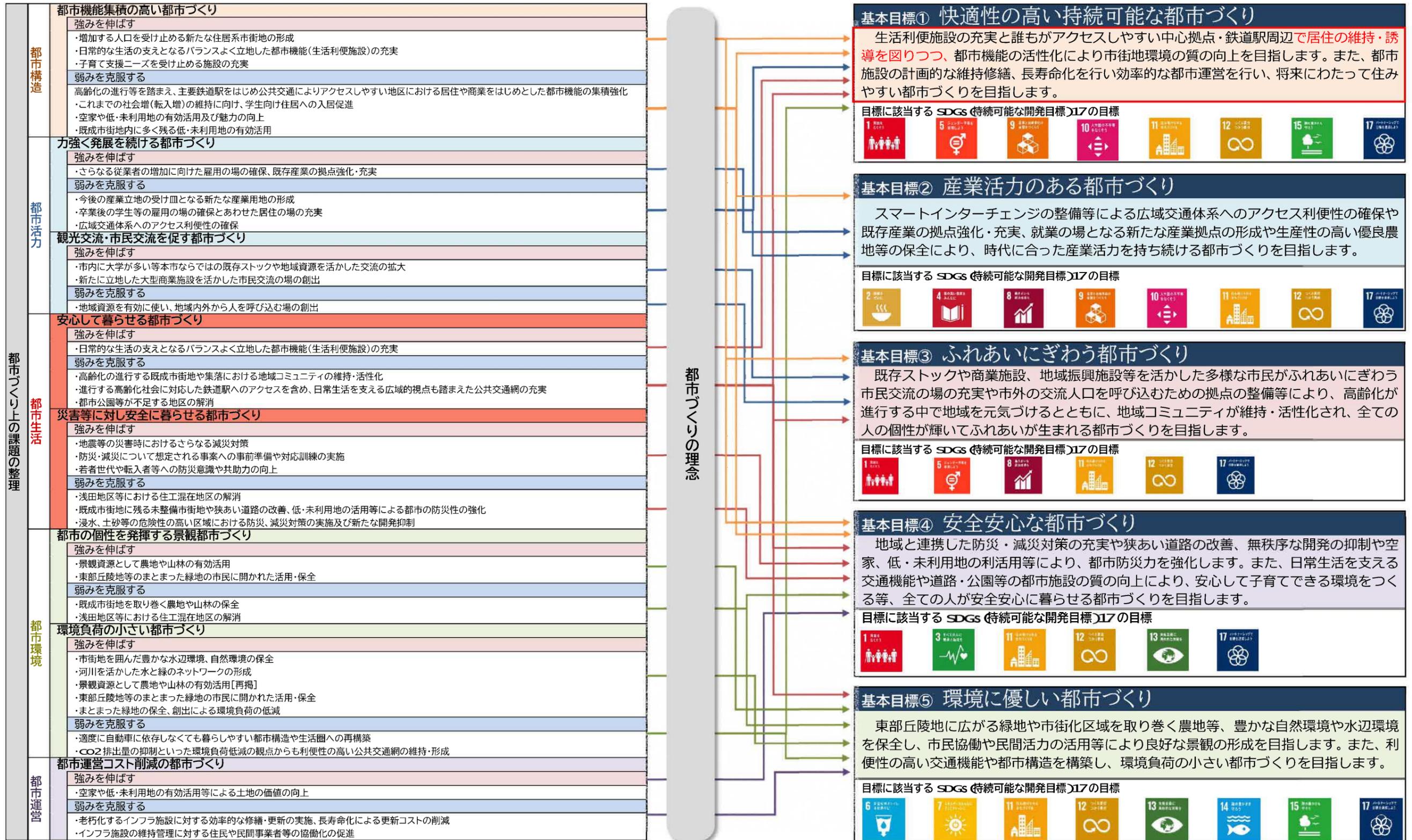


- 0 計画の策定にあたって
- 1 現状特性の把握
- 2 課題の整理
- 3 都市づくりの理念と基本目標
- 4 将来都市構造
- 5 都市づくりの方針
- 6 地域別構想
- 7 計画の推進に向けて
- 8 参考資料

2 都市づくりの基本目標

本計画における都市づくりの理念に基づき、目指すべき都市づくりの基本目標を5つ定めます。

また、各目標について、該当するSDGs(持続可能な開発目標)17の目標との関連性を示します。本計画の基本目標と関連性があるのは16の目標です。



第4章 将来都市構造

本章では、概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、都市づくりの理念に基づく基本目標の実現に向け、目標年次(2030年度(令和12年度))における将来人口及び必要と見込まれる土地利用の規模(フレーム)を踏まえた将来市街地の考え方を定めた上で、本市が目指すべき概ね10年後の都市の姿を将来都市構造として定めます。

1 将来フレームの設定

本市が目指す将来都市構造を定めるにあたって、その前提となる将来人口及び将来土地利用の規模を設定します。

(1) 将来人口の設定

本計画においては、上位計画である第6次日進市総合計画及び第2期日進市人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略における将来人口推計との整合を図り、目標年次である2030年度(令和12年度)における将来人口を約100,000人と設定します。

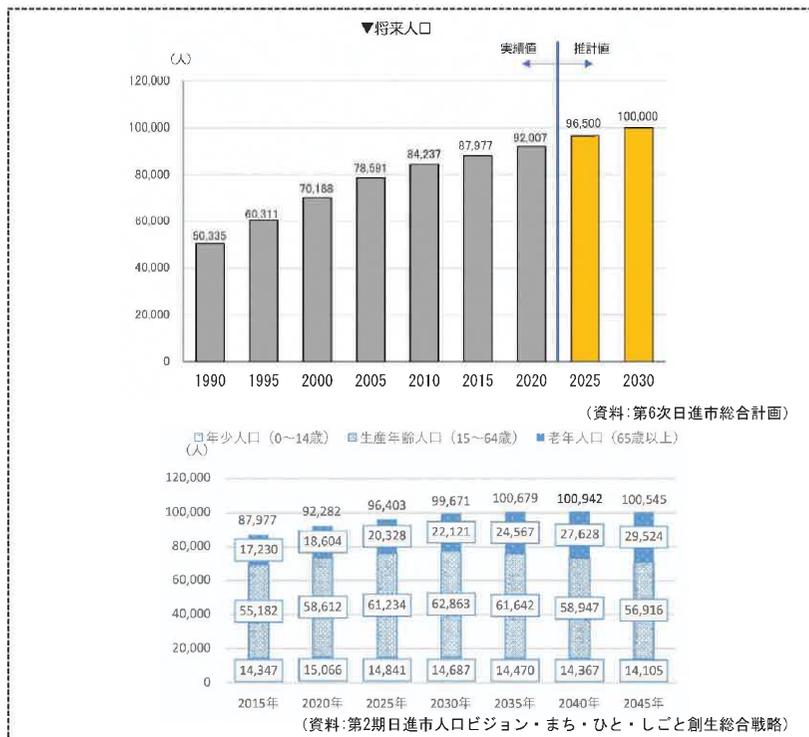


図4-1 上位計画における将来人口

第4章 将来都市構造

及び赤字・・・更新箇所

本章では、概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、都市づくりの理念に基づく基本目標の実現に向け、目標年次(2030年度(令和12年度))における将来人口及び必要と見込まれる土地利用の規模(フレーム)を踏まえた将来市街地の考え方を定めた上で、本市が目指すべき概ね10年後の都市の姿を将来都市構造として定めます。

1 将来フレームの設定

本市が目指す将来都市構造を定めるにあたって、その前提となる将来人口及び将来土地利用の規模を設定します。

(1) 将来人口の設定

本計画においては、上位計画である第6次日進市総合計画及び第2期日進市人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略における将来人口推計との整合を図り、目標年次である2030年度(令和12年度)における将来人口を約100,000人と設定します。

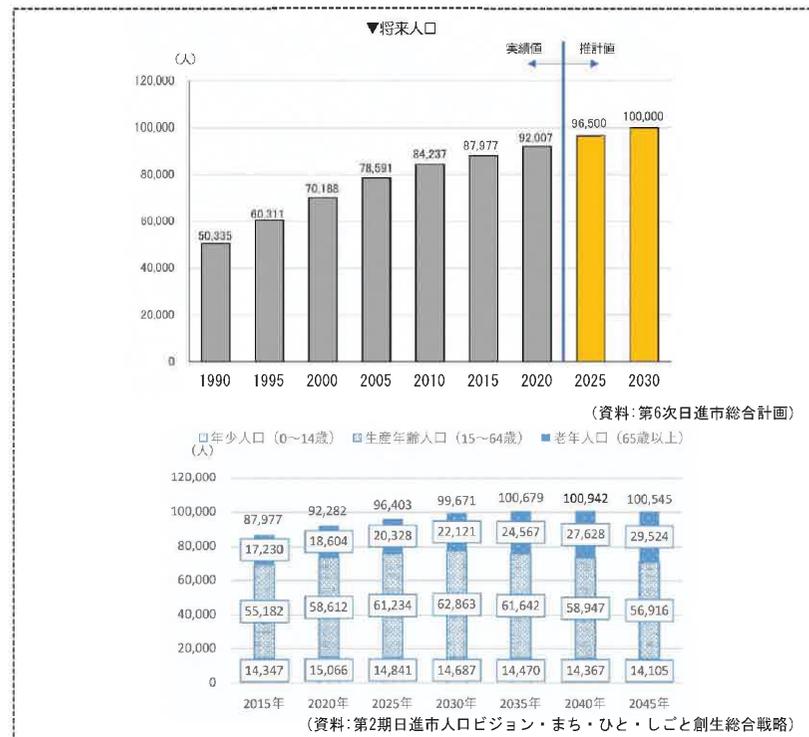


図4-1 上位計画における将来人口

0 計画の策定にあたって
1 現状持前の把握
2 都市づくり上の課題の整理
3 都市づくりの理念と基本目標
4 将来都市構造
5 都市づくりの方針
6 地域別構想
7 計画の推進に向けて
8 参考資料

0 計画の策定にあたって
1 現状持前の把握
2 都市づくり上の課題の整理
3 都市づくりの理念と基本目標
4 将来都市構造
5 都市づくりの方針
6 地域別構想
7 計画の推進に向けて
8 参考資料

(2) 人口フレームの設定

目標年次（2030年度(令和12年度)）における将来人口の推計より、現行の市街化区域における低・未利用地の宅地化や土地区画整理事業の推進による人口密度の上昇を図った場合でも、収容できない人口（約1,000人）に対応する約11haの住宅地の確保が必要と見込まれます。

本市においては、生産緑地地区が約26.4ha（2019年(令和元年)12月現在）存在しますが、計画期間中の2024年(令和6年)12月に当初指定30年を迎え、宅地への大量の転用が考えられます。このため、将来都市構造の設定においては、人口フレームは即地的に割り当てるのではなく、**保留フレーム**とし、2024年(令和6年)頃の特定生産緑地指定事務終了後に改めて検討することが必要となります。

(2) 人口フレームの設定

目標年次（2030年度(令和12年度)）における将来人口の推計より、現行の市街化区域における低・未利用地の宅地化や土地区画整理事業の推進による人口密度の上昇、**特定生産緑地指定事務完了後において、生産緑地地区の宅地への転用が行われた場合でも収容できない人口（約400人）**に対応する約5haの住宅地の確保が必要と見込まれます。

将来都市構造の設定において、人口フレームは即地的に割り当てるのではなく、**保留フレーム**とします。そのため、新たな住居系市街地の形成については、人口の推移や低・未利用地の宅地化や土地区画整理事業の状況を注視しつつ、検討していくこととします。

人口フレームの算出

1) 2030年(令和12年)市街化区域人口を算出

2030年(令和12年)市街化区域人口を、第6次日進市総合計画及び第2期日進市人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略における推計人口である市全体の2030年(令和12年)人口約99,600人より2010年(平成22年)から2015年(平成27年)の変化率を基に推計した2030年(令和12年)市街化調整区域人口(約20,300人)を差し引くことにより算出
 $約99,600人 - 約20,300人 = 約79,300人$

2) 市街化区域の2015年(平成27年)可住地人口密度を算出

89.5人/ha

※可住地人口密度は2015年(平成27年)国勢調査を基とした市街化区域内人口を都市計画基礎調査による可住地面積で除した可住地における人口密度
 ※可住地とは、道路、水面、大規模商業施設用地、工業専用地域等の土地利用がされている区域を除いた区域

3) 2015年(平成27年)可住地人口密度(89.5人/ha)に、世帯人員変化率(0.961)、住宅用地の増加率(1.088)を乗じることにより、2030年(令和12年)の可住地人口密度を算出

$89.5人/ha \times 0.961 \times 1.088 = 93.6人/ha$

※世帯人員変化率は、2005年(平成17年)から2015年(平成27年)の国勢調査による世帯当たり人員の実績値から、近似式により将来の世帯当たり人員を推計
 ※住宅用地の増加率は、2013年(平成25年)と2018年(平成30年)の土地利用区別面積(都市計画基礎調査)から、市街化区域内における農地・山林が住宅地に転換した実績値を基に想定

4) 2015年(平成27年)可住地面積(725ha)と2030年(令和12年)可住地人口密度(93.6人/ha)から、現行市街化区域面積で2030年(令和12年)に収容できる人口を算出

$725ha \times 93.6人/ha = 約68,000人$

5) 各種施策(土地区画整理事業地区内の低・未利用地の利用促進及び、暫定用途地域の解消による利用促進)により、現行市街化区域で2030年(令和12年)に収容できる人口を上乗せして再設定

$約68,000人 + 約7,500人 + 約2,800人 = 約78,300人$

6) 2030年(令和12年)市街化区域人口(約79,300人)と、現行市街化区域面積で2030年(令和12年)に収容できる人口の差により、2030年(令和12年)に現行市街化区域に収容できない人口を算出

$約79,300人 - 約78,300人 = 約1,000人$

7) 2030年(令和12年)に市街化区域に収容できない人口を、2030年(令和12年)可住地人口密度93.6人/ha(想定)で除することで、2030年(令和12年)までに拡大が必要となる住宅用地面積を算出

$約1,000人 \div 93.6人/ha = 約11ha$

0 計画の策定に
あたって

1 現状特性の把握

2 都市づくり上の課題の整理

3 都市づくりの理念と基本目標

4 将来都市構造

5 都市づくりの方針

6 地域別構想

7 計画の推進に向けて

8 参考資料

人口フレームの算出

1) 2030年(令和12年)市街化区域人口を算出

2030年(令和12年)市街化区域人口を、第6次日進市総合計画及び第2期日進市人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略における推計人口である市全体の2030年(令和12年)人口約99,600人より2015年(平成27年)から2020年(令和2年)の変化率を基に推計した2030年(令和12年)市街化調整区域人口(約21,800人)を差し引くことにより算出
 $約99,600人 - 約21,800人 = 約77,800人$

2) 市街化区域の2020年(令和2年)可住地人口密度を算出

94.7人/ha

※可住地人口密度は2020年(令和2年)国勢調査を基とした市街化区域内人口を都市計画基礎調査による可住地面積で除した可住地における人口密度
 ※可住地とは、道路、水面、大規模商業施設用地、工業専用地域等の土地利用がされている区域を除いた区域

3) 2020年(令和2年)可住地人口密度(94.7人/ha)に、世帯人員変化率(0.984)、住宅用地の増加率(1.009)を乗じることにより、2030年(令和12年)の可住地人口密度を算出

$94.7人/ha \times 0.984 \times 1.009 = 94.0人/ha$

※世帯人員変化率は、2000年(平成12年)から2020年(令和2年)の国勢調査による世帯当たり人員の実績値から、近似式により将来の世帯当たり人員を推計
 ※住宅用地の増加率は、2018年(平成30年)と2023年(令和5年)の土地利用区別面積(都市計画基礎調査)から、市街化区域内における農地・山林が住宅地に転換した実績値を基に想定

4) 2020年(令和2年)可住地面積(728ha)と2030年(令和12年)可住地人口密度(94.0人/ha)から、現行市街化区域面積で2030年(令和12年)に収容できる人口を算出

$728ha \times 94.0人/ha = 約68,400人$

5) 各種施策(土地区画整理事業地区内の低・未利用地の利用促進及び、暫定用途地域の解消による利用促進、令和5年土地利用現況調査以降に解除される生産緑地の利用促進)により、現行市街化区域で2030年(令和12年)に収容できる人口を上乗せして再設定

$約68,400人 + 約5,200人 + 約3,000人 + 約800人 = 約77,400人$

6) 2030年(令和12年)市街化区域人口(約77,800人)と、現行市街化区域面積で2030年(令和12年)に収容できる人口の差により、2030年(令和12年)に現行市街化区域に収容できない人口を算出

$約77,800人 - 約77,400人 = 約400人$

7) 2030年(令和12年)に市街化区域に収容できない人口を、2030年(令和12年)可住地人口密度94.0人/ha(想定)で除することで、2030年(令和12年)までに拡大が必要となる住宅用地面積を算出

$約400人 \div 94.0人/ha = 約5ha$

0 計画の策定に
あたって

1 現状特性の把握

2 都市づくり上の課題の整理

3 都市づくりの理念と基本目標

4 将来都市構造

5 都市づくりの方針

6 地域別構想

7 計画の推進に向けて

8 参考資料

(3) 産業フレームの設定

目標年次（2030年度(令和12年度)）における市内総生産額の達成に向けて、現行の産業用地では不足する約48haの用地を確保します。

将来都市構造の設定においては、市街化区域内にまとまった土地がないことから、市街化調整区域内において喫緊に開発や企業立地を進める区域として日進東部地区約19haを設定するほか、機織池地区周辺、日進中部地区及び今後整備予定の（都）名古屋瀬戸道路IC周辺に産業ゾーンを配置し、地区計画等を活用し計画的で適正な誘導を図ります。

なお、これら産業ゾーンの配置にあたっては、市街化を抑制すべきという市街化調整区域としての性格や優良な農地や森林の保全、周辺の既存土地利用に十分配慮するとともに、道路等インフラストックの整った箇所に限るものとします。

(3) 産業フレームの設定

目標年次（2030年度(令和12年度)）における市内総生産額の達成に向けて、現行の産業用地では不足する約7haの用地の確保が必要と見込まれます。

将来都市構造の設定において、産業フレームは新市街地形成（市街化区域編入）に用いるものであり、即地的に割り当てるのではなく保留フレームとします。

また、新市街地形成（市街化区域編入）を想定しない日進東部地区や、機織池地区周辺、日進中部地区及び今後整備予定の（都）名古屋瀬戸道路IC周辺に配置する産業ゾーンについては、地区計画等を活用し計画的で適正な誘導を図ります。

なお、産業ゾーンの配置にあたっては、市街化を抑制すべきという市街化調整区域としての性格や優良な農地や森林の保全、周辺の既存土地利用に十分配慮するとともに、道路等インフラストックの整った箇所に限るものとします。

産業フレームに基づく産業ゾーンの配置については、今後の産業立地の需要動向や土地利用調整の状況を踏まえ、検討していくものとします。

産業フレームの算出

1) 都市計画基礎調査を基に、2018年(平成30年)産業用地面積を算出

商業用地(ha)		工業用地(ha)		商業用地 及び 工業用地 (ha)	産業用地 (ha)
1ha以上の 商業施設用 地 (ha)		工業専用 地域 (ha)			
74.27	25.01	52.61	0.00	約127	約25

※産業用地とは、市街区区域内の1ha以上の商業施設用地及び工業専用地域

2) 2013年(平成25年)市内総生産と将来の市内総生産の年成長率(2004年(平成16年)から2014年(平成26年)の各年の年成長率の平均値1.88%/年)より、2030年(令和12年)の市内総生産を推計

$$215,425 \text{ 百万円} \times (1 + 1.88\%)^{17 \text{ 年}} = \text{約} 295,424 \text{ 百万円}$$

※市内総生産は、商業及び工業にかかわるものに限定

3) 2030年(令和12年)市内総生産(約295,424百万円)と2030年(令和12年)敷地当たり市内総生産(約1,049百万円/ha)から、2030年(令和12年)に必要な商業用地及び工業用地の面積を算出

$$\text{約} 295,424 \text{ 百万円} \div \text{約} 1,049 \text{ 百万円/ha} = \text{約} 282 \text{ ha}$$

※2030年(令和12年)敷地当たり市内総生産は、2003年(平成15年)、2007年(平成19年)、2013年(平成25年)の敷地当たり市内総生産の実績値から近似式により推計

4) 2030年(令和12年)に必要な商業用地及び工業用地面積(約282ha)と、2007年(平成19年)及び2013年(平成25年)、2018年(平成30年)の商業用地及び工業用地面積の合計に対する産業用地割合の平均値(22.2%)から、2030年(令和12年)産業用地面積を算出

$$\text{約} 282 \text{ ha} \times 22.2\% = \text{約} 62 \text{ ha}$$

5) 2030年(令和12年)産業用地面積(約62ha)と2018年(平成30年)産業用地(約25ha)の差から、2030年(令和12年)までに必要となる産業用地増分を算出

$$\text{約} 62 \text{ ha} - \text{約} 25 \text{ ha} = \text{約} 37 \text{ ha}$$

6) 平均有効宅地率(77.4%)により、2030年(令和12年)までに必要な産業用地(道路等を含む)面積を算出

$$\text{約} 37 \text{ ha} \div 77.4\% = \text{約} 48 \text{ ha}$$

※平均有効宅地率は、近年愛知県下で開発された商業用地及び工業用地における道路等を除いた宅地として利用できる面積割合の平均値

産業フレームの算出

1) 都市計画基礎調査を基に、2023年(令和5年)産業用地面積を算出

商業用地(ha)		工業用地(ha)		商業用地 及び 工業用地 (ha)	産業用地 (ha)
1ha以上の 商業施設用 地 (ha)		工業専用 地域 (ha)			
73.92	23.62	39.22	0.00	約113	約24

※産業用地とは、市街区区域内の1ha以上の商業施設用地及び工業専用地域

2) 2018年(平成30年)市内総生産と将来の市内総生産の年成長率(2011年(平成23年)から2021年(令和3年)の各年の年成長率の平均値-0.08%/年)より、2030年(令和12年)の市内総生産を推計

$$206,369 \text{ 百万円} \times (1 + (-0.08\%))^{12 \text{ 年}} = \text{約} 204,519 \text{ 百万円}$$

※市内総生産は、商業及び工業にかかわるものに限定

3) 2030年(令和12年)市内総生産(約204,519百万円)と2030年(令和12年)敷地当たり市内総生産(約1,597百万円/ha)から、2030年(令和12年)に必要な商業用地及び工業用地の面積を算出

$$\text{約} 204,519 \text{ 百万円} \div \text{約} 1,597 \text{ 百万円/ha} = \text{約} 128 \text{ ha}$$

※2030年(令和12年)敷地当たり市内総生産は、1997年(平成9年)、2003年(平成15年)、2007年(平成19年)、2013年(平成25年)、2018年(平成30年)の敷地当たり市内総生産の実績値から近似式により推計

4) 2030年(令和12年)に必要な商業用地及び工業用地面積(約128ha)と、2013年(平成25年)及び2018年(平成30年)、2023年(令和5年)の商業用地及び工業用地面積の合計に対する産業用地割合の平均値(22.4%)から、2030年(令和12年)産業用地面積を算出

$$\text{約} 128 \text{ ha} \times 22.4\% = \text{約} 29 \text{ ha}$$

5) 2030年(令和12年)産業用地面積(約29ha)と2023年(令和5年)産業用地(約24ha)の差から、2030年(令和12年)までに必要となる産業用地増分を算出

$$\text{約} 29 \text{ ha} - \text{約} 24 \text{ ha} = \text{約} 5 \text{ ha}$$

6) 平均有効宅地率(77.4%)により、2030年(令和12年)までに必要な産業用地(道路等を含む)面積を算出

$$\text{約} 5 \text{ ha} \div 77.4\% = \text{約} 7 \text{ ha}$$

※平均有効宅地率は、近年愛知県下で開発された商業用地及び工業用地における道路等を除いた宅地として利用できる面積割合の平均値